

瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）
污水管路施設整備事業（第1期事業計画工区）
実 施 方 針

令和3年12月

瑞穂市環境水道部下水道課

目 次

第1章	事業内容に関する事項	1
1.	事業名称	1
2.	事業場所	1
3.	管理者の名称	1
4.	事業の背景・目的	1
5.	事業の基本方針	1
6.	事業期間	2
7.	対象施設	2
8.	業務範囲	3
9.	遵守すべき法制度	4
第2章	募集及び選定に関する事項	6
1.	選定方式	6
2.	事業方式	6
3.	募集及び選定のスケジュール（予定）	6
4.	スケジュールの留意点	7
5.	契約の留意点	7
第3章	応募に関する条件	8
1.	応募者の構成	8
2.	応募者に必要な資格	8
3.	応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	10
第4章	審査及び事業選定に関する事項	11
1.	事業者選定方法	11
2.	審査委員会の設置	11
3.	審査結果の公表	11
4.	著作権	12
5.	提出書類の取扱い	12
6.	特許権等	12
第5章	本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	13
1.	リスク分担の考え方	13
2.	リスク分担（案）	13
3.	事業者の責任の履行に関する事項	15
4.	市による事業実施状況のモニタリング	15
第6章	契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16

第7章	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1.	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	17
2.	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	17
3.	不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合の措置	17
4.	その他	17
第8章	その他事業の実施に関し必要な事項	18
1.	応募に関する費用負担	18

第1章 事業内容に関する事項

1. 事業名称

瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）污水管路施設整備事業（第1期事業計画工区）
（以下「本事業」という。）

2. 事業場所

瑞穂市本田地内及び牛牧地内外
（詳細は、別紙1「位置図」、別紙2「区画割施設平面図」参照）

3. 管理者の名称

瑞穂市長 森 和之

4. 事業の背景・目的

瑞穂市（以下「市」という。）は、岐阜市と大垣市の間に位置し、交通の利便性も良好なことから都市化が進み、人口増加が続いている。これに伴い、各家庭からの生活雑排水による市内の河川・水路の水質汚濁が進行しており、污水处理施設の普及拡大が喫緊の課題となっている。

市では、平成6年度に農業集落排水処理施設（呂久処理区）、平成9年度に特定環境保全公共下水道（西処理区）、平成10年度に合併処理浄化槽の設置補助、平成13年度にコミュニティ・プラント（別府処理区）の整備に着手し、污水处理施設の普及拡大に取り組んできた。しかし、市街化区域の大半の污水处理を担う公共下水道（瑞穂処理区）の整備に着手できなかったことから、令和元年度末時点の污水处理人口普及率は59.4%に留まるなど、依然として県内の他市町村と比べ污水处理施設の普及が遅れている状況にある。

このような状況を改善するため、市では令和元年度に公共下水道（瑞穂処理区）の事業計画を定め、污水管路施設の整備を進めることとしている。污水管路施設の整備にあたり、市は早期の普及拡大、整備費用の削減だけでなく、様々な水洗化促進活動を展開し、短期での水洗化率向上を目指している。そのため本事業は、瑞穂処理区（全体計画区域面積1,286.5ha）の内、令和元年に定めた下水道法に基づく事業計画の予定処理区域（98ha）の污水管路施設について、設計・施工一括発注方式（以下、「デザイン・ビルド方式」という。）を採用し、民間事業者（以下、「事業者」という。）の創意工夫を積極的に取り入れ、効率的な整備を行うものである。加えて、污水管路施設の設計・施工と水洗化促進活動を一体的に実施することで、短期での水洗化率向上を目指すものである。

5. 事業の基本方針

市は、事業者の技術力、人材、アイデア等を最大限に活用し、以下の基本方針に基づき本事業を実施する。

1) 污水管路施設整備の「効率化」

污水管路施設整備を複数年契約で一体的に設計・施工することにより、従来ではなし得なかった「効率的」な整備を実現する。

2) 予定処理区域全域の「同時供用開始」

別途整備するアクアパークみずほの供用開始に合わせて、遅くとも令和8年度末までに、本事業で污水管路施設を整備する予定処理区域98ha全域を「同時に供用開始」する。

3) 牛牧地内における「短期水洗化率向上」

水洗化促進活動として、義務的に行う住民への戸別訪問や排水設備工事見積あっせん業務の他、事業者の創意工夫による取り組みの提案を求める。提案された取り組みにより水洗化率が想定以上に進んだ場合には、成果連動型報酬を支払うこととする。これにより、従来ではなし得なかった「短期での水洗化率向上」を実現する。

4) 「地域社会への貢献」

本事業の実施を通じて地域の企業・人材の活用・育成を進め、活力ある「地域社会の構築に貢献」する。

6. 事業期間

令和4年8月（予定）～令和10年6月とする。

（事業期間の内、污水管路施設の設計・施工の期間は令和9年3月末までとする。）

7. 対象施設

本事業の対象施設の概要を表1-1に示す。

表 1-1 対象施設の概要

施設	区分	工種		数量※1	備考
土木 構造物	下水道	管 渠 工	開削工	23,247m	φ150～200mm
			推進工	5,113m	φ150～900mm
			合計	28,360m	
		立坑工		28基	
		マンホール工		736基	
		取付管及び公共汚水ます工		1,769箇所	
	水道	開削工※2		—	φ75～150mm 移仮設・復旧
機械電気設備		マンホールポンプ工		1基	

※1：本事業において対象施設の設計を実施した結果、合併処理浄化槽設置済の家屋のみを受け持ち、当面は家屋の接続が見込まれないと判断される箇所は、本事業での施工対象から除外する予定としている。そのため施工対象数量は、本事業での設計後に確定する。また、参考図に示すJR東海道本線の横断箇所1スパン（推進工）は、本事業から除外し別途発注する可能性がある。

※2：設計は市で実施し、その設計成果に基づき本事業で施工する。

8. 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計・工事監理、建設工事及び水洗化促進であり、その業務概要は表 1-2 のとおりである。

表 1-2 業務概要

業務区分		内容
設計 ・ 工事監理	試掘調査	・ 地下埋設物の試掘調査（埋設物調査で不明の場合）
	土質調査	・ 実施済であるが、必要に応じて耐震設計、推進工事の工法選定に必要な土質調査を実施
	測量調査	・ 設計・建設工事に必要な部分の測量調査
	埋設物調査	・ 水道、ガス等の地下埋設物の調査、現地確認
	工損調査	・ 掘削等による影響範囲を基準に市との協議の上、工事の実施前後において、家屋及び工作物との工損調査を実施
	詳細設計※ ¹	・ 対象施設（下水道）の設計
	各種申請書類の作成	・ 各種申請等の手続きに必要な書類の作成
	移設協議	・ 地下埋設物等の移設協議の実施
	施工工区割	・ 建設工事に必要な工区割及び年度別事業費の設定
	工事監理	・ 対象施設の工事監理
	住民説明補助	・ 公共汚水ます位置調査に際し住民への事業説明を実施
建設工事	土木工事（下水道）※ ¹	・ 対象施設（下水道）の土木工事
	土木工事（水道）※ ²	・ 対象施設（水道）の土木工事
	機械設備工事	・ 対象施設の機械設備工事
	電気設備工事	・ 対象施設の電気設備工事
	断通水作業等※ ²	・ 住民への断水通知、仕切弁操作、洗管作業等
	各種許認可の申請	・ 各種申請等の手続きに必要な書類の作成
	住民説明補助	・ 市が行う住民への事業説明の補助
水洗化 促進※ ³	戸別訪問	・ 公共汚水ますを設置する住民への戸別訪問
	排水設備工事見積あっせん	・ 住民への排水設備工事見積をあっせん

※1：本田地内には、公共下水道（瑞穂処理区）の供用開始に合わせて廃止予定の污水管が埋設されており、新たな污水管路施設の整備後は、当該污水管の撤去を別途行うこととしている。

※2：土木工事（水道）及び断通水作業等は本田地内で実施する。

※3：水洗化促進業務の内、戸別訪問は牛牧地内、排水設備工事見積あっせんは本田地内、牛牧地内で実施する。

9. 遵守すべき法制度

本事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。

1) 関係法令

- ・ 下水道法
- ・ 建設業法
- ・ 環境基本法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壤汚染対策法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 道路法
- ・ 河川法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 製造物責任法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質障害予防規則
- ・ その他関係する法令、条例、規則等

2) 基準、仕様等（全て最新版とする）

- ・ 下水道標準構造物（平成9年4月岐阜県土木部下水道課）
- ・ 下水道事業設計要領（平成9年4月岐阜県土木部下水道課）
- ・ 下水道事業設計要領―推進工法編（平成10年4月岐阜県土木部下水道課）
- ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設耐震計算例―管路施設編（日本下水道協会）
- ・ 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
- ・ 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- ・ 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- ・ 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（日本下水道協会）
- ・ 水理公式集（土木学会）
- ・ コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・ トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- ・ トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
- ・ トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・ 道路土工―仮設構造物工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工―擁壁工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工―カルバート工指針（日本道路協会）
- ・ 共同溝設計指針（日本道路協会）
- ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・ 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- ・ 道路技術基準通達集（国土交通省）
- ・ 土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省）
- ・ CAD製図基準（国土交通省）
- ・ 測量成果電子納品要領（国土交通省）
- ・ 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- ・ 都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（（財）鉄道総合技術研究所）
- ・ 水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・ 水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・ 水道施設耐震工法指針（日本水道協会）
- ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

第2章 募集及び選定に関する事項

1. 選定方式

本事業の事業者選定は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に十分留意した上で公募型プロポーザル方式により行う。

2. 事業方式

本事業は、事業者からの提案に基づいた設計・施工を一括して発注するデザイン・ビルド方式で実施する。

3. 募集及び選定のスケジュール（予定）

募集及び選定のスケジュールは表 2-1 のとおり予定している。

表 2-1 募集及び選定のスケジュール（予定）

日程	実施事項
令和3年7月	実施方針（案）の公表
令和3年7月	実施方針（案）に関する質問の受付
令和3年7月	資料の閲覧
令和3年8月	実施方針（案）に関する質問に対する回答及び実施方針の公表
令和4年1月	募集要項等（募集要項、要求水準書、様式集、事業者評価基準、基本協定書（案）、業務委託契約書（案）、工事請負契約書（案）等）の公表
令和4年1月	募集要項等に関する質問の受付
令和4年2月	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
令和4年2月	参加表明書及び資格審査申請書の受付
令和4年3月	資格審査結果の通知
令和4年4月	競争的対話
令和4年5月	事業提案書の受付
令和4年6月	プレゼンテーションの実施
令和4年7月	優先交渉権者の選定及び公表
令和4年8月	基本協定締結
設計業務委託契約締結 ～令和7年3月	設計業務期間（提案により短縮は可能である。）
工事請負契約締結 ～令和9年3月	建設工事及び工事監理業務期間（提案内容による。）
水洗化促進業務 委託契約締結 ～令和10年6月	水洗化促進業務期間（提案内容による。）

4. スケジュールの留意点

1) 募集要項等に関する質問の受付、回答

募集要項等の公表後、事業提案書の受付までの期間に、募集要項等の記載内容を明確化するため、応募者から文書による質問を受付、回答する機会を設ける予定である。

2) 競争的対話の実施

資格審査結果の通知後、事業提案書の受付までの期間に、要求水準書等で示した市側のニーズと応募者の提案内容の齟齬が生じることがないように、競争的対話の機会を設ける予定である。

3) プレゼンテーションの実施

事業提案書の受付後、提案内容について応募者によるプレゼンテーションの機会を設ける予定である。

4) スケジュールの変更

表 2-1 に示したスケジュールは、後日公表する募集要項により確定するため、今後変更になる場合がある。

5. 契約の留意点

1) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者と設計業務委託契約、工事請負契約及び水洗化促進業務委託契約の締結に向けて基本的な事項を定めると共に、それらの契約の一体性を確保するため基本協定を締結するものとし、基本協定の締結により優先交渉権者を事業者として決定する。

2) 設計業務委託契約の締結

事業者のうち、対象施設の設計・工事監理業務を行う企業(以下「設計企業」という。)は、本事業を遂行するために、設計・工事監理に係る複数年業務を一括契約として市と締結する。

3) 工事請負契約の締結

事業者のうち、対象施設の建設工事を行う企業(以下「建設企業」という。)は、本事業を遂行するために、建設工事に係る複数年業務を一括契約として市と締結する。

4) 水洗化促進業務委託契約の締結

建設企業は、別途、水洗化促進業務に係る複数年業務を一括契約として市と締結する。

第3章 応募に関する条件

1. 応募者の構成

想定する実施体制を図 3-1 に示す。応募者のグループは、設計企業及び建設企業を含むものとする。

同一企業が設計企業と建設企業を兼ねることはできない。設計企業、建設企業のそれぞれは、一企業とすることも、複数の企業で共同企業体を構成することも可能とする。応募者のグループの代表企業は、建設企業が務めるものとし、建設企業が複数の企業から構成される場合には、その代表を務める企業が共同企業体の代表企業を務めるものとする。また、一応募者を構成する企業（以下「構成員」という。）は他の応募者の構成員となることはできない。

なお、本事業において、共同企業体を設立して契約を締結する者については、本事業に特化した共同企業体取扱要綱を定めるため、その要綱に基づき、契約手続きを実施すること。要綱の具体的な内容については、募集要項で提示する。

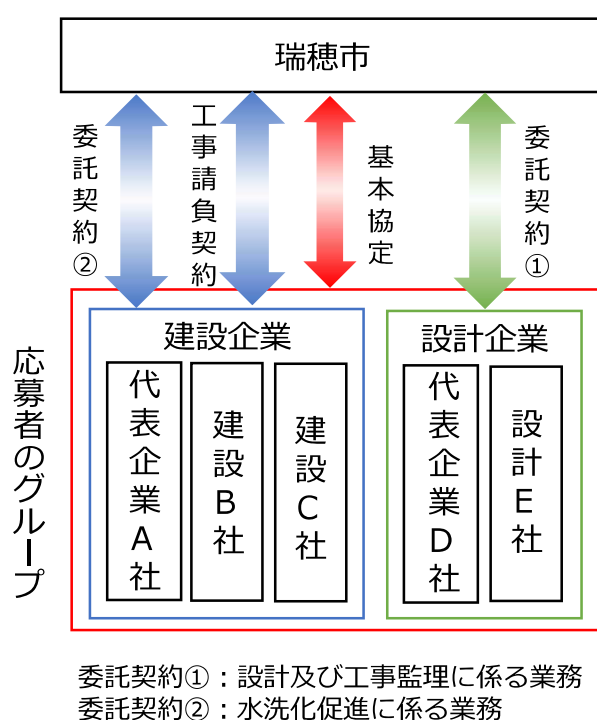


図 3-1 想定する実施体制

2. 応募者に必要な資格

1) 応募者の構成員に共通して必要な資格

応募者の構成員は、建設企業、設計企業共通して次の資格要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当する者でないこと。
- ② 対象業務における市での入札参加資格者名簿（瑞穂市契約規則取扱要領（平成15年瑞穂市告示第12号））に登録されていること。
- ③ 資格審査申請書の提出期間の末日（以下「資格要件確認基準日」という。）から基本協定書締結日までの間において瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成15年瑞穂市訓令第

- 19号)第2条の資格停止を受けていないこと。
- ④ 資格要件確認基準日から基本協定書締結日までの間において瑞穂市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年瑞穂市告示第157号)第5条の入札参加資格停止措置を受けていないこと。
 - ⑤ 資格要件確認基準日から起算して2年以内に会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - ⑥ 資格要件確認基準日から起算して6ヶ月以内に破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
 - ⑦ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者及び参加表明書提出の日から前6月以内に手形若しくは小切手の不渡りがないこと。
 - ⑧ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること。(健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務のない者を除く。)
 - ⑨ 本事業に係るアドバイザー業務の受託者及びその協力会社である(株)NJS及び(株)日本総合研究所並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。)でないこと。
 - ⑩ 「第4章2. 審査委員会の設置」に示す「【仮称】瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)整備事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員が属する企業若しくは人事などにおいて一定の関係のある者ではないこと。
 - ⑪ 上記⑨及び⑩に定める者を本事業の応募に関するアドバイザーに起用していないこと。

2) 設計企業に必要な資格要件

- ① 構成員は、市の競争入札参加資格(建設コンサルタント「下水道部門」)を有していること。ただし、工事監理業務のみを行う構成員については、市の競争入札参加資格(建設コンサルタント「施工計画・施工設備及び積算部門」)であっても資格要件を満たすものとする。
- ② 構成員(工事監理業務のみを行う構成員は除く。)は、平成18年度以降において地方公共団体が発注した污水管路施設の設計業務(開削工法及び推進工法の詳細設計)を元請として完了した実績を有すること。
- ③ 代表企業は、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士(上下水道部門(下水道)若しくは総合技術監理部門(下水道))としての登録を受けている者であって、応募者と本業務に係る資格審査申請書の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあるものを管理技術者及び照査技術者として配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。
- ④ 構成員は、工事監理業務における工事監理技術者として、技術士(建設部門(施工計画、施工設備及び積算部門)又は上下水道部門(下水道)若しくは総合技術監理部門(施工計画あるいは下水道))としての登録を受けている者、RCCM資格者(施工計画、施工設備及び積算部門あるいは下水道部門)、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条に規定する資格、1級土木施工管理技士のいずれか有する者を1名配置できること。また、工事監理業務実施時に建設工事等において問題が発生した場合、概ね2時間以内で現地に到着し対応が可能であること。なお、設計業務における配置技術者を原則として兼ねることはできない。ただし、提案により業務期間が重複しない場合には、兼ねることを認める。

3) 建設企業に必要な資格要件

- ① 全ての構成員は、市の競争入札参加資格（建設工事）を有していること。
- ② 全ての構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けて有効であること。
- ③ 全ての構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく土木一式工事の特定建設業の許可を受けており、瑞穂市建設工事請負業者選定要綱（平成15年5月1日告示第14号）において、土木一式工事の建設業者等級がA級に格付けされている者であること。
- ④ 代表企業は、平成18年度以降において地方公共団体が発注した污水管路施設の建設工事（開削工法及び推進工法）の実績を元請として有していること。
- ⑤ 代表企業以外の構成員は、平成18年度以降において地方公共団体が発注した污水管路施設の建設工事（開削工法または推進工法）の実績を元請として有していること。
- ⑥ 建設業法第26条に規定される土木工事における技術者は、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を専任で配置すること。なお、応募者と本工事に係る資格審査申請書の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者とする。

3. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成員が、資格要件確認基準日の翌日から基本協定締結日までの間、「2. 応募者に必須な資格」に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

1) 応募者の代表企業が資格要件を喪失した場合

応募者の代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。

2) 構成員が資格要件を喪失した場合

応募者の代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成員を除外し、当該構成員が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに市へ資格審査申請書を提出し、参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加を認める。

第4章 審査及び事業選定に関する事項

1. 事業者選定方法

本事業における事業者の選定は、技術提案に基づいた公募型プロポーザル方式により行うこととし、その手続きは以下のとおり実施することを予定している。詳細は募集要項等で示す。

1) 参加資格の確認

応募者は、「第3章2. 応募者に必要な資格」に該当する者とし、参加資格の確認は、資格要件確認基準日とする。

2) 提案内容の審査

事業提案書に基づく提案内容の審査は、提案価格のほか、設計・建設工事・工事監理・水洗化促進等の提案内容及び要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の各方面から以下について総合的に審査する。

① 事業計画に関する審査

設計業務、建設工事、工事監理業務、水洗化促進業務を遂行するための事業計画の現実性、安定性に関し審査する。

② 設計業務に関する審査

設計業務の遂行に関する提案、また要求水準書において示す設計業務の項目と達成水準、さらに設計業務の実施体制等に関し審査する。

③ 建設工事に関する審査

建設工事の遂行に関する提案、また建設工事の実施手法、施工体制等に関し審査する。

④ 工事監理業務に関する審査

建設工事に係わる品質の確保を確実に実施するための工事監理業務遂行に関する手法、実施体制等に関し審査する。

⑤ 水洗化促進業務に関する審査

水洗化促進業務の遂行に関する提案、実施手法、実施体制等に関し審査する。

⑥ 応募者独自の提案に関する審査

本事業の背景・目的及び基本方針との整合性に関する応募者の提案を審査する。

⑦ 提案価格に関する審査

上記において提案した事項と応募者の事業費を審査する。

2. 審査委員会の設置

本事業の優先交渉権者は、瑞穂市プロポーザル方式業者選定実施規則（平成29年瑞穂市規則第22号）に基づいて設置した審査委員会における審査に基づき選定する。審査委員会は、応募者の提案内容を審査し、審査結果を市へ報告する。市は、審査委員会からの報告に基づき優先交渉権者を選定する。

3. 審査結果の公表

市は、審査委員会における審査結果をまとめ、速やかに公表する。

4. 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が本事業に必要と認める時には、市は提案内容の全部又は一部を無償で利用できるものとする。また、事業者として選定した者以外の提案内容については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

5. 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

6. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った事業者が負う。

第5章 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

1. リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が当該リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。本事業において事業者が実施する業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負担すること。

ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、市がリスクを負う。

2. リスク分担（案）

本事業で予想されるリスクについて、市と事業者の分担（案）を表 5-1 に示す。

表 5-1 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	No.	主なリスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	構想・計画リスク	1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○	
	募集要項リスク	2	募集要項等の誤り	○	
		3	一切の応募費用の負担		○
	契約締結リスク	4	市の帰責事由による契約締結の遅延・中止	○	
		5	事業者の帰責事由による契約締結の遅延・中止		○
	法制度・法令変更リスク	6	本事業に係る関係法令・許認可の変更等	○	
		7	本事業のみならず広く一般に適用される関係法令・許認可の変更等		○
	許認可取得リスク	8	市が取得すべき許認可の不取得・取得遅延等	○	
		9	事業者が取得すべき許認可の不取得・取得遅延等		○
	税制変更リスク	10	民間の利益に課せられる税制度の変更		○
		11	消費税の税率変更等、上記以外の税制度の変更及び新税の設立等	○	
	住民問題リスク	12	本事業を実施することに対する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○	
		13	住民反対運動・訴訟・要望等のうち事業者の帰責事由によるもの		○
		14	水洗化促進業務の実施に付随して生じる住民トラブル	○	
		15	上記の内、事業者の帰責事由によるもの（事業者の提案による取り組みを含む）		○
	環境問題リスク	16	市が実施する業務に起因する環境の悪化	○	
		17	事業者が行う業務に起因する環境の悪化（騒音、振動、臭気、地盤沈下、有害物質の排出等）		○
	第三者賠償リスク	18	市の帰責事由により発生する事業期間中の事故等に関するもの	○	
		19	事業者の帰責事由により発生する事業期間中の事故等に関するもの		○
	安全確保リスク	20	調査、建設工事等における安全性の確保		○

段階	リスクの種類	No.	主なリスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	保険リスク	21	設計、建設工事等のリスクをカバーする保険		○
	物価変動リスク	22	インフレ/デフレに伴う費用増減（一定範囲以内）		○
		23	インフレ/デフレに伴う費用増減（一定範囲を超える部分）	○	
	国庫補助金未確定リスク	24	国庫補助金の交付に関するもの	○	
	債務不履行リスク	25	市の帰責事由による事業の中止・延期	○	
		26	事業者の帰責事由による事業の中止・延期		○
	不可抗力リスク	27	暴風、豪雨、地震等の自然災害、疫病の蔓延及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、事業の変更・中止	○	△
設計	測量・調査リスク	28	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		29	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計リスク	30	市が実施した基本設計等に不備があった場合	○	
		31	市の帰責事由による設計の完了遅延・設計費の増大	○	
		32	事業者の帰責事由による設計の完了遅延・設計費の増大		○
建設工事	用地リスク	33	用地取得に関するもの	○	
		34	建設に要する資器材置場の確保に関するもの		○
	土壌汚染リスク	35	土壌汚染に関するもの	○	
	地下埋設物リスク	36	上下水道管路、水路、電気ケーブル、ガス管、電話線等の予測可能な地下埋設物に関するもの		○
		37	上記以外に関するもの	○	
	工事遅延・未完了リスク	38	市の帰責事由による工事の遅延・未完・工事費の増大（市による計画・設計・仕様変更、土地の瑕疵等を含む。）	○	
		39	事業者の帰責事由による工事の遅延・未完・工事費の増大（設計内容の不備、施工不良を含む。）		○
		40	想定していなかった遺跡等文化財の発見による遅延	○	
	工事監理リスク	41	工事監理の不備による不具合等に関するもの		○
	施設性能リスク	42	要求性能不適合（設計内容の不備、施工不良を含む。）		○
	引渡前損害リスク	43	工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○

○＝リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う者

△＝リスクが顕在化した場合の負担が主負担者に比べて少ない又は限定的に負担を負う者

3. 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、契約に従い、誠意を持って責任を履行する。

4. 市による事業実施状況のモニタリング

1) モニタリングの目的

市は、事業者の事業実施状況が要求水準書等に定める要件及び事業提案書に示された内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

2) モニタリングの時期

本事業のモニタリングは、設計、建設工事及び施設完成の各段階において実施する。また、事業者は、設計及び建設工事等の進捗状況について、市に定期的に報告し、確認を受けなければならない。

なお、市は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

3) モニタリングの方法

市は、事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

4) モニタリングの結果

モニタリングにより、本事業の実施状況が要求水準書等で定める要件及び事業提案書に示された内容を満たしていないと判断される場合には、市は事業者に修復を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

第6章 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

市と事業者との間で締結する契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとする。

また、契約等に関する紛争については、岐阜地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業においては、予定された期日までに施設の供用開始が必要であることから、事業の継続が困難となった場合、以下の措置を講じるものとする。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- 1) 事業者が実施した業務内容が要求水準書等で定める要件及び事業提案書に示された内容を満たしていない場合で、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となる場合又はその懸念が生じた場合には、市は事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策を提出させ、修復策の実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復ができなかったときは、市は契約等を解除することができる。
- 2) 事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化するなどし、契約に基づく事業の継続履行が困難と考えられる場合、市は契約等を解除することができる。
- 3) 前2項の規定により、市が契約等を解除した場合、事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- 1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は契約等を解除することができる。
- 2) 前項の規定により、事業者が契約等を解除した場合、市は事業者が生じた損害を賠償する。

3. 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

不可抗力等、市・事業者いずれの責めにも帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。一定期間内に協議が終わらないときは、それぞれの相手方にその旨、書面により通知することにより、市及び事業者は、契約等を解除することができる。

4. その他

上記により本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、後日公表する契約書(案)に定める。

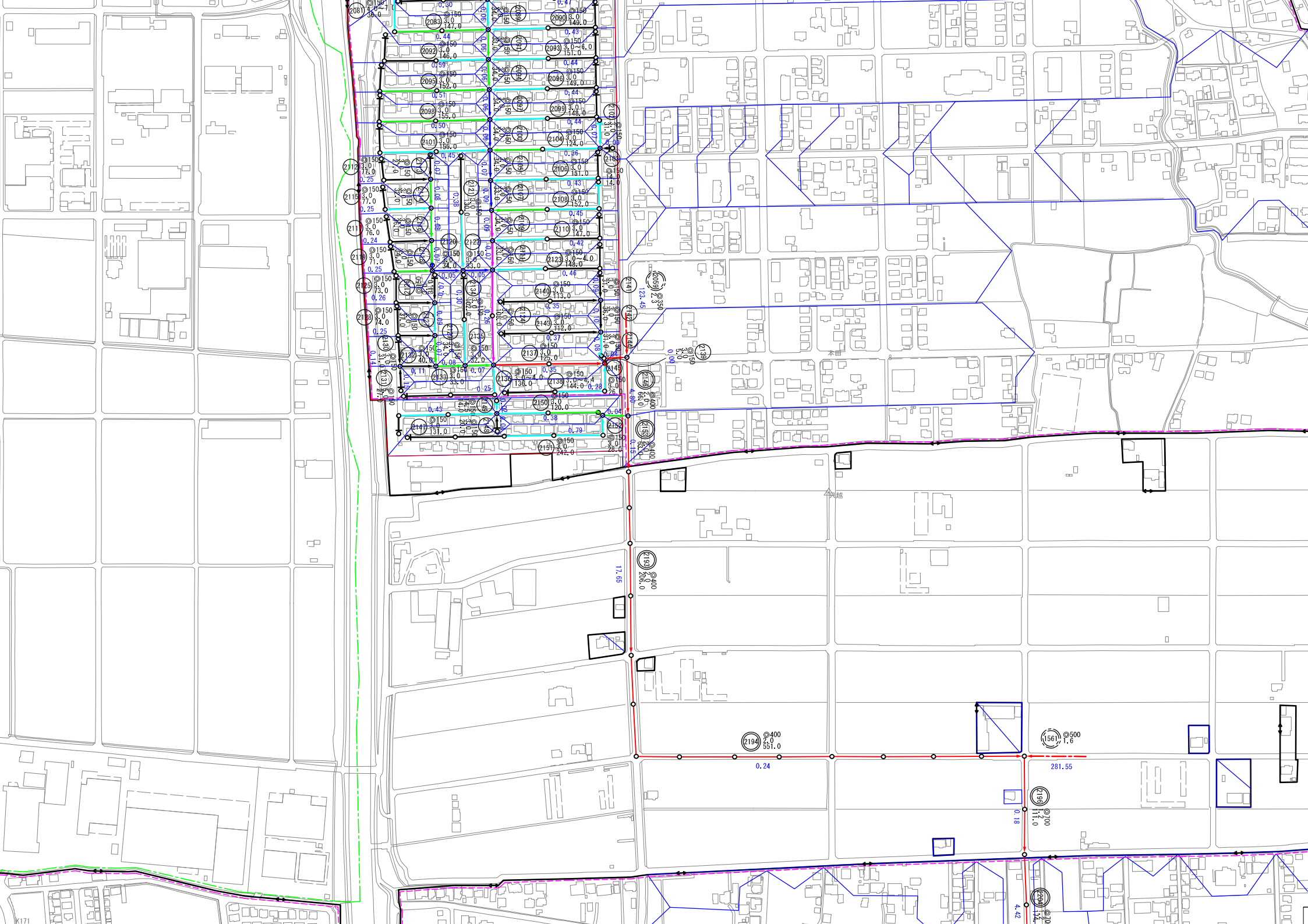
第 8 章 その他事業の実施に関し必要な事項

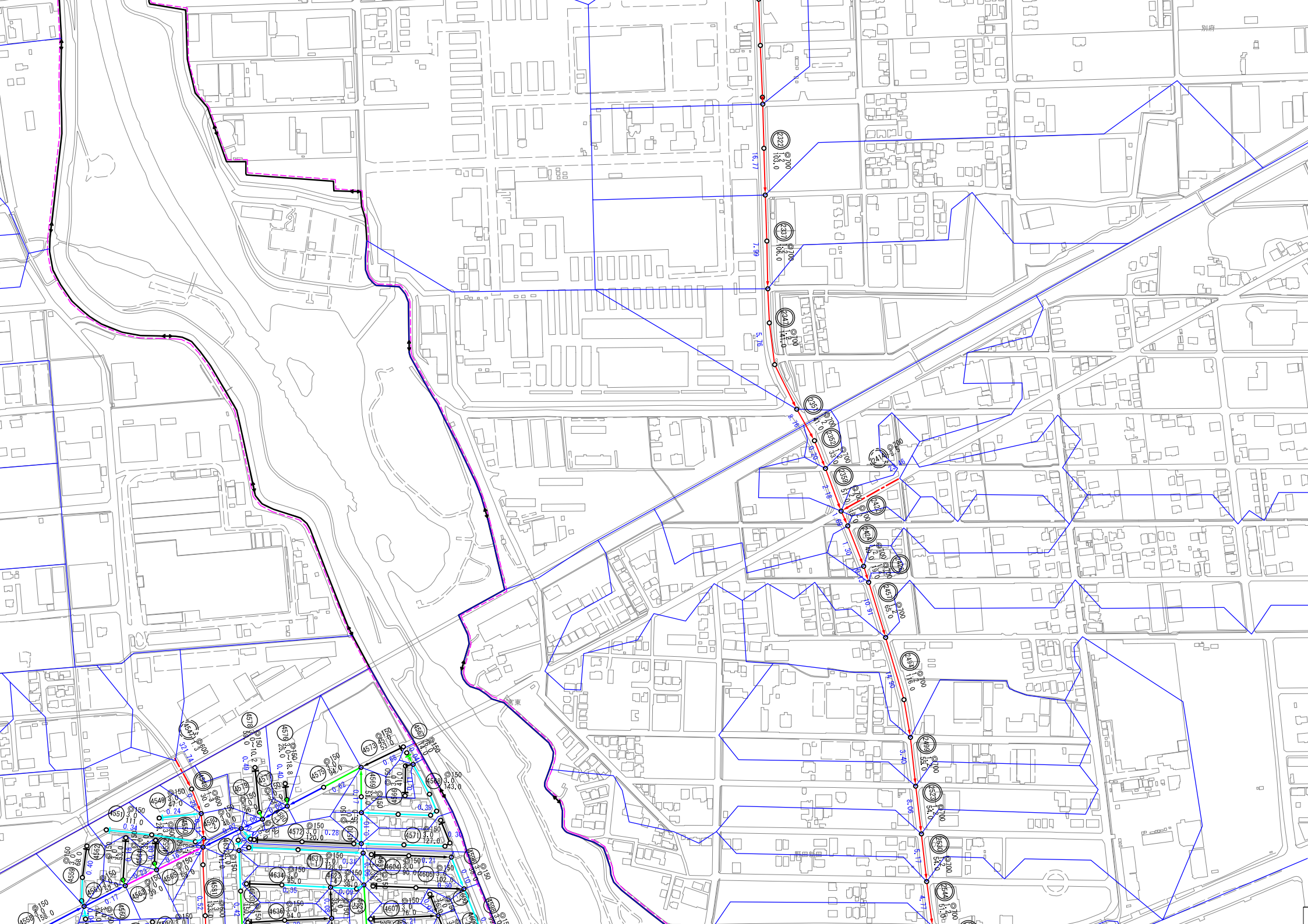
1. 応募に関する費用負担

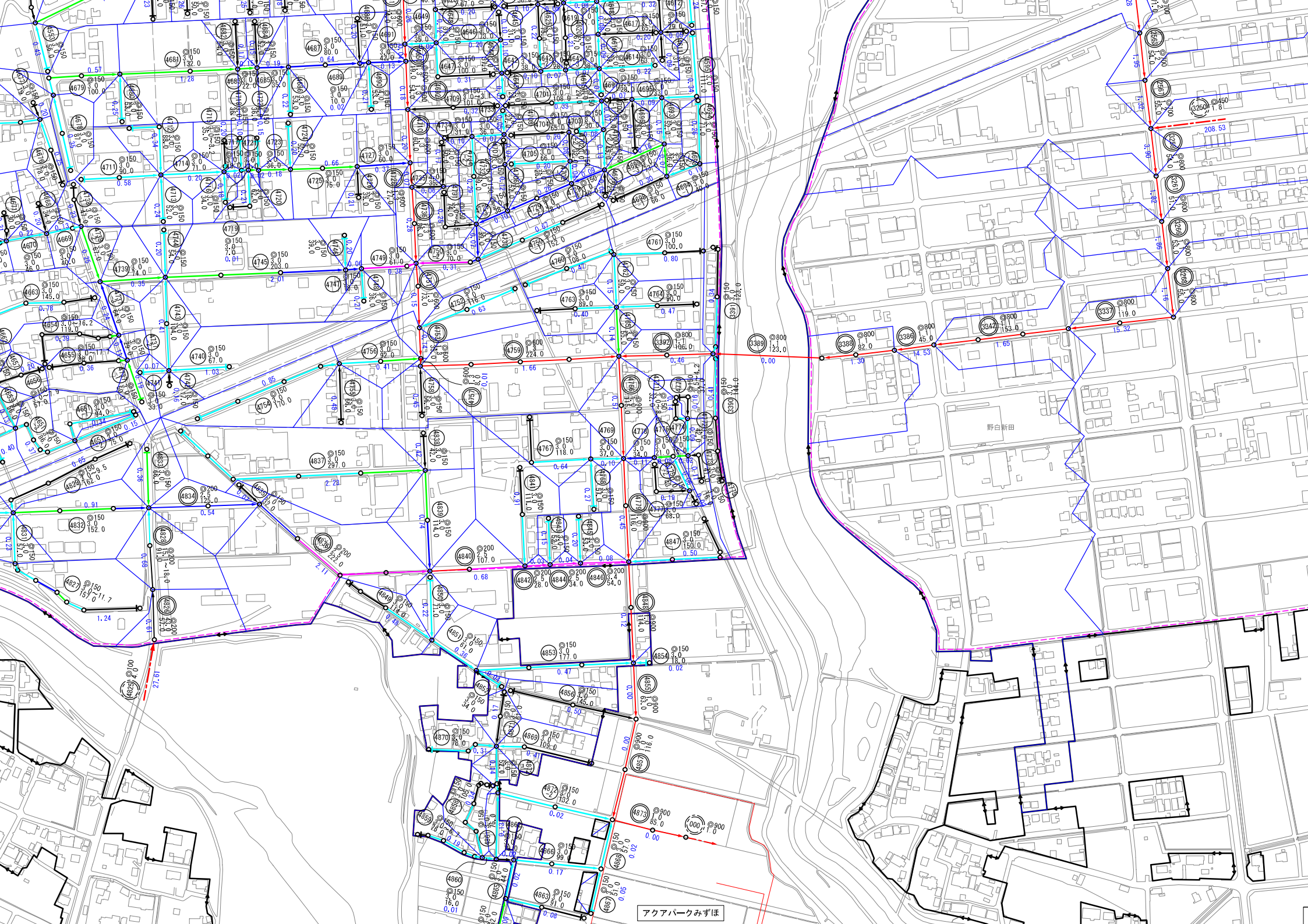
応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。



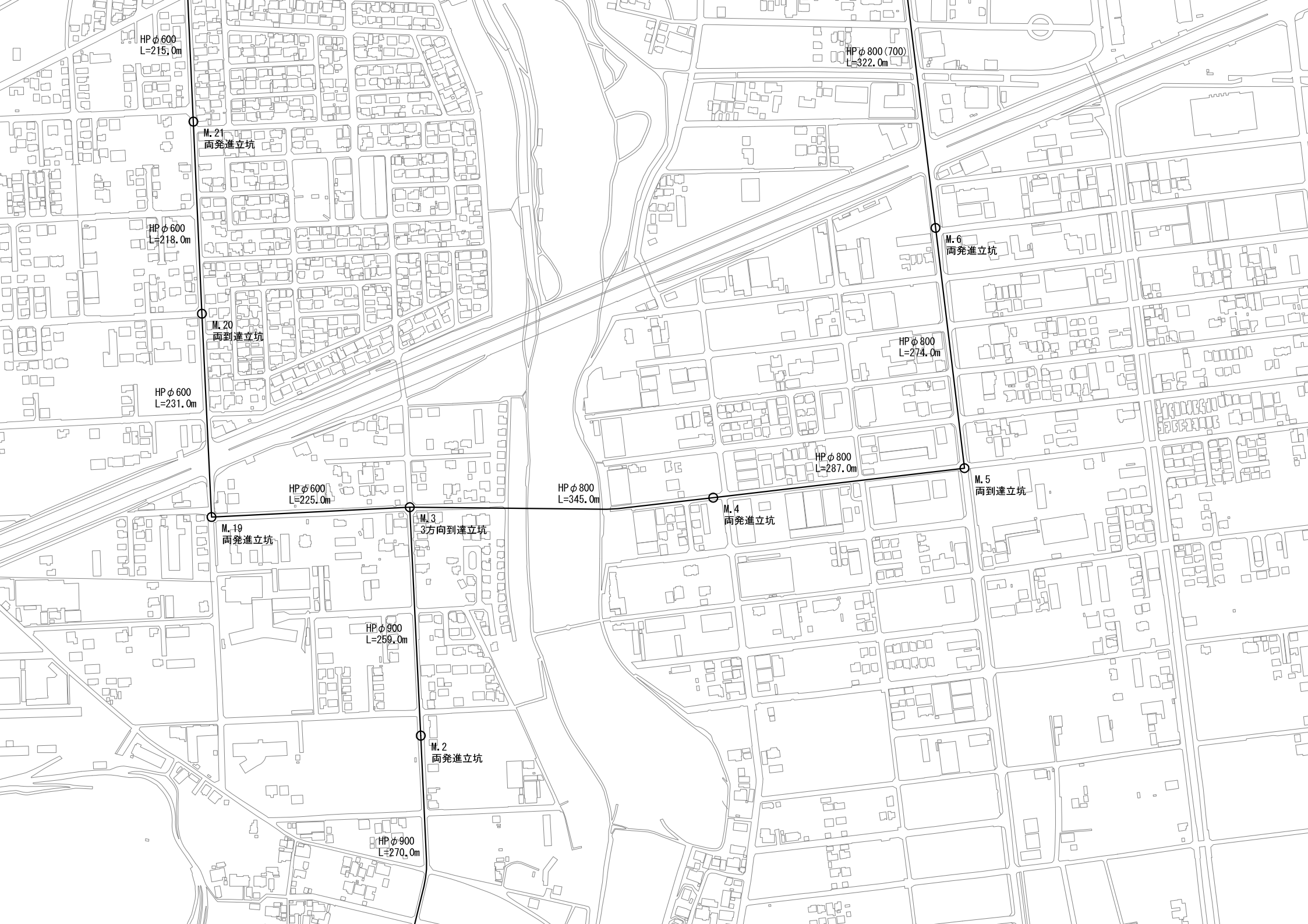
事業場所







アクアパークみずほ



HP φ 600
L=215.0m

HP φ 800 (700)
L=322.0m

M. 21
両発進立坑

HP φ 600
L=218.0m

M. 20
両到達立坑

HP φ 600
L=231.0m

HP φ 600
L=225.0m

HP φ 800
L=345.0m

HP φ 800
L=274.0m

HP φ 800
L=287.0m

M. 5
両到達立坑

M. 19
両発進立坑

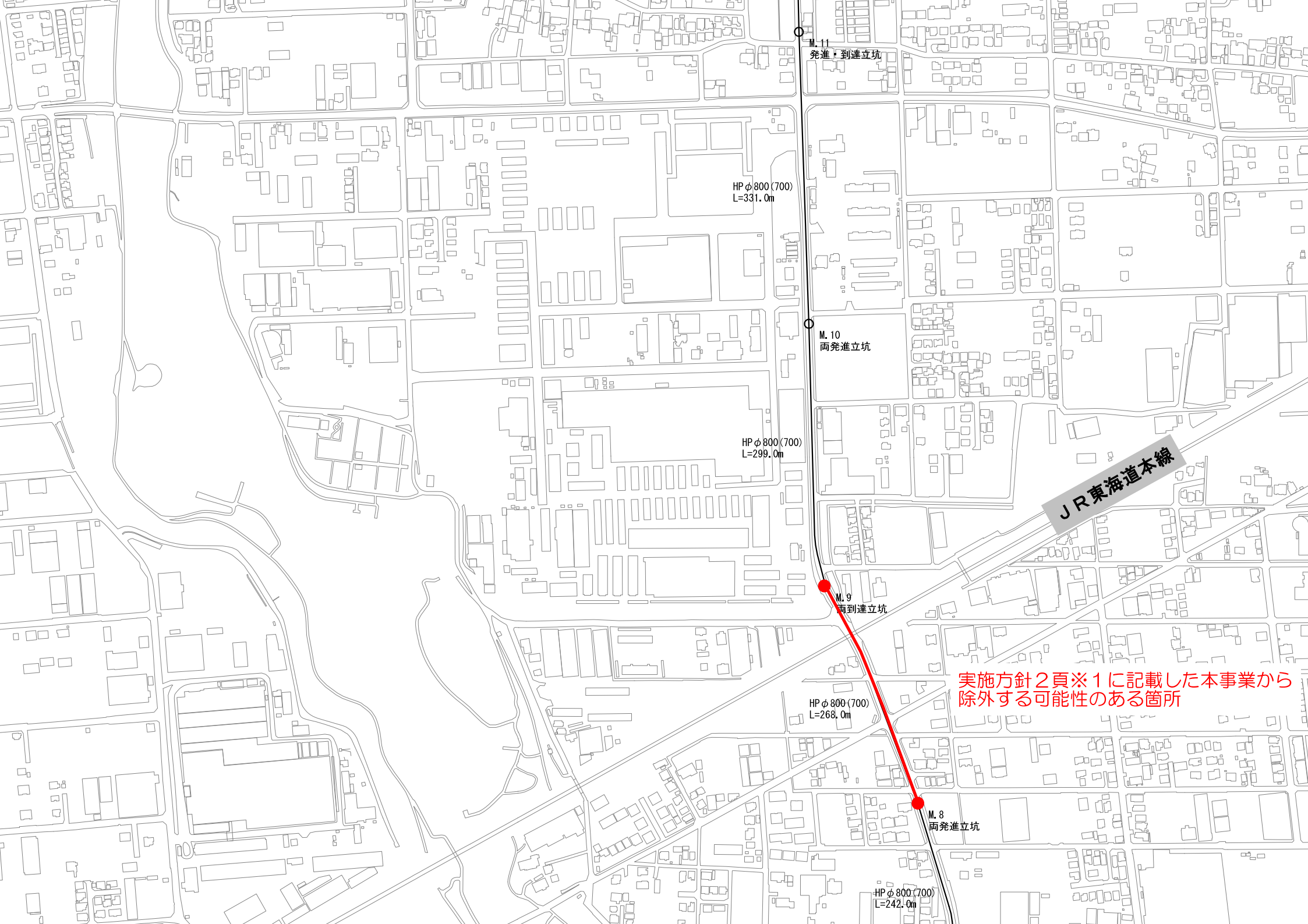
M. 3
3方向到達立坑

M. 4
両発進立坑

HP φ 900
L=259.0m

M. 2
両発進立坑

HP φ 900
L=270.0m



M. 11
発進・到達立坑

HP ϕ 800 (700)
L=331.0m

M. 10
両発進立坑

HP ϕ 800 (700)
L=299.0m

JR 東海道本線

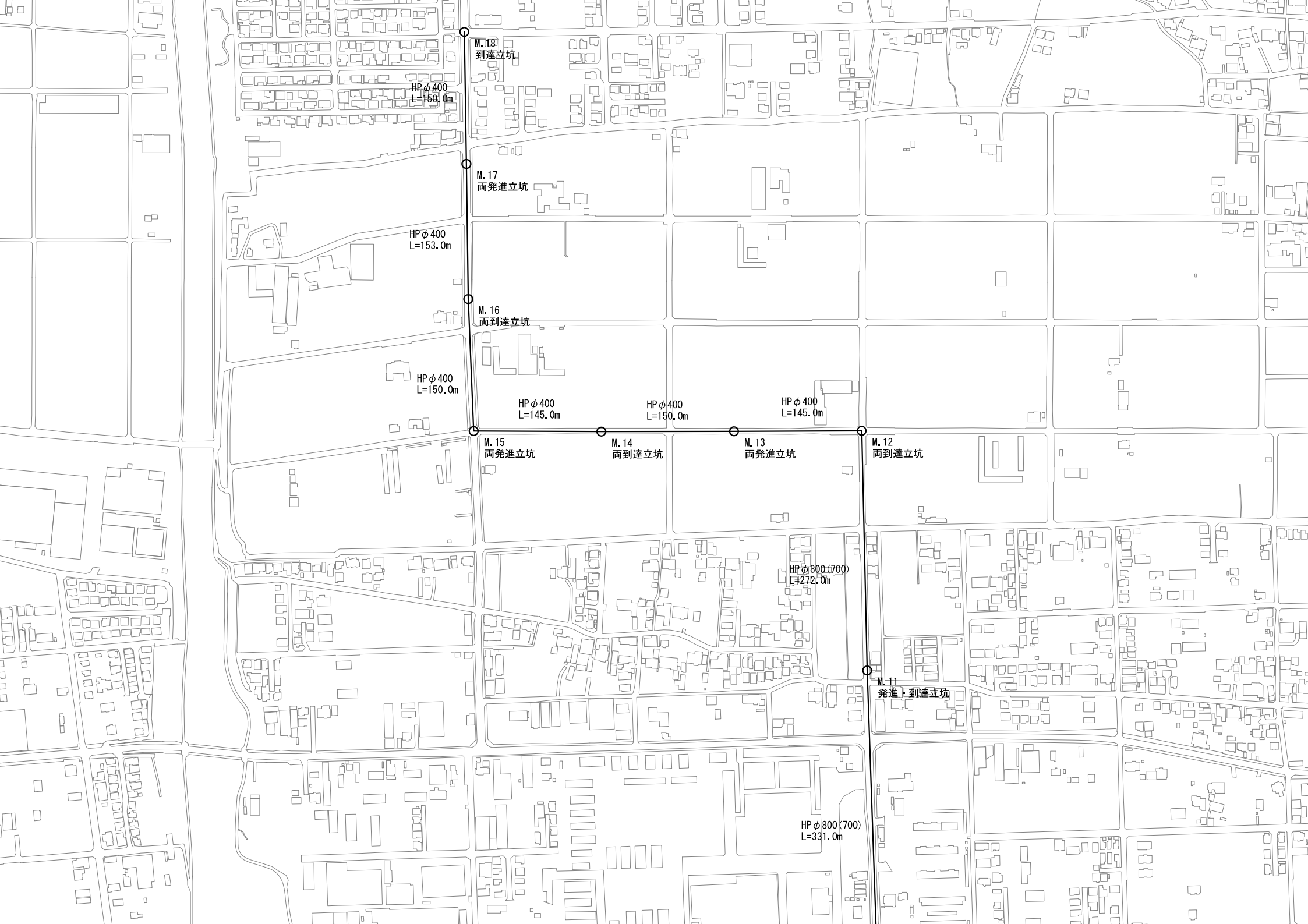
M. 9
両到達立坑

HP ϕ 800 (700)
L=268.0m

実施方針 2 頁※ 1 に記載した本事業から
除外する可能性のある箇所

M. 8
両発進立坑

HP ϕ 800 (700)
L=242.0m



M. 18
到達立坑

HP ϕ 400
L=150.0m

M. 17
両発進立坑

HP ϕ 400
L=153.0m

M. 16
両到達立坑

HP ϕ 400
L=150.0m

HP ϕ 400
L=145.0m

HP ϕ 400
L=150.0m

HP ϕ 400
L=145.0m

M. 15
両発進立坑

M. 14
両到達立坑

M. 13
両発進立坑

M. 12
両到達立坑

HP ϕ 800 (700)
L=272.0m

M. 11
発進・到達立坑

HP ϕ 800 (700)
L=331.0m